

議案第69号

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正

飛驒市火災予防条例の一部を改正する条例

飛驒市火災予防条例（平成16年飛驒市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止すること

ができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を19号とし、第17号を18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行に際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の飛驒市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

飛騨市火災予防条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第11条 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。))をいう。</p> <hr/> <p>以下</p> <p>同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。))にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて_____充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))</u>にあつては、<u>充電ポストを含む。</u>以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては</u>_____、この限りでない。</p>

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。_____

(3)～(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が_____外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる_____
_____こと。

(12) 自動車等_____の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3)～(5) 略

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ_____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに

十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池_____について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 略

(18) 略

2 略

第12条～第15条 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。_____)に適合するものとしなければならない。

2 略

第17条～第22条の2 略

(喫煙等)

十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18) 略

(19) 略

2 略

第12条～第15条 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 略

第17条～第22条の2 略

(喫煙等)

第23条 略

(1)～(4) 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適切な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

第23条 略

(1)～(4) 略

2 略

3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適切な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第7（23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示	略	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示	略	記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示	略	記号は黒、地は白

以下 略

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第7 削除

表示の種類	図記号	色
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
担当部	消防本部
提案理由	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の公布について」（令和5年2月21日付け消防第59号）により「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>1 近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備を対象火気設備等の対象とする等の所要の改正が行われた。</p> <p>2 平成30年7月に健康増進法（平成14年法律第103号）が改正され（令和2年4月1日全面施行）受動喫煙防止の観点から、多数の者が利用する施設等においては、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所を設ける場合は喫煙専用室である旨の標識を設置することが義務となった。</p> <p>一方で、消防庁が示す市町村の火災予防条例（例）（以下「条例（例）」という。）において「喫煙所標識」の設置を求めているが、令和3年度の「大都市予防担当部課長会議」において、条例（例）と健康増進法第33条に規定する「標識」の相違が問題となり、健康増進法に基づく標識への統一化を図ることを目的として省令の改正が行われた。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 充電設備関係</p> <p>① 電気自動車を対象とした急速充電設備の全出力の上限の撤廃</p> <p>② 対象となる急速充電設備は電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であること。</p>

	<p>③ 急速充電設備の充電対象を、電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとした。</p> <p>④ 急速充電設備のうち、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを、新たに分離型の急速充電設備として規定し、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととした。</p> <p>⑤ 急速充電設備の手動緊急停止装置は、速やかに操作することができる箇所に設置する必要があることとした。</p> <p>(2) 喫煙等の関係</p> <p>① 健康増進法の規定により、今後「喫煙所」と表示した標識を設置する際に喫煙専用室標識を設置しなければならないこととした。</p> <p>② 「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設置する図記号は、国際標準機構が定めた規格又は日本産業規格で定めたものとしなければならないこととした。</p>
市民への影響等	<p>【市民（事業者）への影響】</p> <p>(1) 特になし</p> <p>(2) 事業所が標識を設置する際の判断基準が明確となった。</p>
施行日	令和5年10月1日
備考	